

短期入所療養介護 利用料金表（予防給付）

I. 第4段階(市町村民税課税世帯)

	基本料金	滞在費	食費	日用品費	合計
要支援1	¥689	¥377	¥1,392	¥120	¥2,559
要支援2	¥810				¥2,680

II. 第3段階(市町村民税世帯非課税で第2段階に該当しない)

	基本料金	滞在費	食費	日用品費	合計
要支援1	¥689	¥370	負担限度額 ¥650	¥120	¥1,829
要支援2	¥810				¥1,950

III. 第2段階(市町村民税世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下)

	基本料金	滞在費	食費	日用品費	合計
要支援1	¥689	¥370	¥390	¥120	¥1,569
要支援2	¥810				¥1,690

IV. 第1段階(生活保護受給者)

	基本料金	滞在費	食費	日用品費	合計
要支援1	公費	¥0	¥300	¥120	¥420
要支援2	公費				¥420

【必須加算】

夜勤職員配置加算 1日24円	夜勤帯に手厚い介護を提供するために規定の職員を配置していることに関する加算です。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日18円	全介護職員のうち『介護福祉士』の資格所有者が6割を超えていることに関する加算です。
在宅復帰支援・在宅療養支援加算 1日34円	在宅復帰、在宅療養支援機能を有していることを評価する加算です。

【その他の主な加算】

送迎加算 片道 184円	当施設にて送迎をした場合に加算されます。
療養食加算 1食 8円	医師の発行する食事せんに基づき療養食を提供した場合に加算されます。 療養食とは、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食等を指します。
個別リハビリテーション実施加算 1回240円	リハビリを実施した場合に加算されます。

必要時、緊急時治療管理加算を算定します。詳しく知りたい方はあけぼの荘支援相談員(0947-46-1750)までお問い合わせ下さい。

【食費】 朝食…390円 昼食…570円 夕食…420円

【日用品セット 内訳】 洗顔物品1日30円(毎朝提供) 食事時おしぼり 1回30円 (利用実績に応じて減額します)

【その他の料金】

入浴セット…1回230円 電気使用料金…別紙参照 レンタルテレビ…1日100円
区間外送迎(田川市郡外)…1kmにつき40円 病衣…75円

注:負担割合が2割の方、3割の方は、基本料金ならびに加算がそれぞれ2倍、3倍になります。